



環 評 審 第 8 号
平成 28 年 7 月 15 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



米軍泡瀬ゴルフ場移設事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成 28 年 5 月 16 日付け沖縄県諮問環第 1 号で諮問のあったみだしのことについて、別添
のとおり答申します。



(別 添)

米軍泡瀬ゴルフ場移設事業に係る事後調査報告書に対する答申

米軍泡瀬ゴルフ場移設事業は、海兵隊キャンプ瑞慶覧内の泡瀬ゴルフ場の代替施設を嘉手納弾薬庫地区に整備したものであるが、当該事業実施区域及びその周辺は、湿地環境が非常に優れ、植生的、地質的にも沖縄島の北部地域と南部地域の特徴を併せ持つ特異な環境を有する地域である。

事業者は、環境影響評価書において、こうした地域特性を踏まえて事業の実施に伴う環境への不確実性の程度が大きい、もしくは講じた環境保全措置の効果に係る知見が不十分である項目について、事後調査を実施しているところである。

当該事後調査の結果について、県から沖縄県環境影響評価条例第39条第2項の規定により沖縄県環境影響評価審査会に諮問され、その答申を行うにあたり、事業実施区域及びその周辺の環境状況を確認する目的で現地調査を実施してきたところであるが、本年の現地調査は、要望した日中の事業実施区域への立入りが認められず、本事業に係る事後調査の結果を十分に検証できていない。

下記に本事業に係る事後調査報告書に対し、環境の保全の見地からの意見を述べるが、当該意見は、上記のとおり、事後調査の結果を十分に検証できていない中でのものであることから、県は事業者に対して、事後調査の結果をより厳密に評価させた上で、必要に応じて環境保全措置の追加・修正を行わせる必要がある。

記

1 総体的事項について

環境影響評価時に遵守するとしていた沖縄県の「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」、環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」及び「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」を、本事業のゴルフ場が米軍管理となっていることを理由に、「日本環境管理基準」（以下「JEGS」という。）に基づいた農薬の使用方法へ変更するとしているが、本事業のゴルフ場が米軍管理となることは当初の計画どおりであり、当該変更理由は合理性を欠いていると考える。

ついては、環境影響評価書に記載されたとおり沖縄県の「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」、環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」及び「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」を遵守させること。

2 水の汚れについて

これまでの事後調査結果から、変更後の環境保全措置（JEGS に基づく農薬の使用）は有効であるとしているが、施設管理者から事前に農薬の種類や散布時期についての情報が得られていないことから、散布実績のある農薬に含まれている成分の項目について分析が行われていないことや、農薬の散布量が多い時期に採水が行われていないなど、環境影響を把握するに当たって適切な事後調査となっていない。

同事業種において、農薬散布による環境影響の低減は特に重要な項目であり、また、本事業実施区域は天願川水系の上流域に位置し、下流域においては水道用水の取水も行われている。さらには、本事業実施区域及びその周辺は湿地や河川からなる水環境を有しており、当該環境を基盤に貴重な動植物が生息・生育し、独特な生態系が形成されている。ついては、本事業実施区域の水質及び生態系を保全することが非常に重要であることを認識し、以下のとおり適切に対応させること。

- (1) 施設管理者に農薬の散布計画を策定するよう要請させること。
- (2) 当該散布計画に基づき、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時に採水を実施する等、農薬の残留実態が把握できるよう適切に事後調査を実施させること。
- (3) 当該調査の実施に当たっては、専門家から助言を受け、その内容を事後調査報告書へ記載させること。

3 陸域植物について

本事業実施区域のアオゴウソ群落は沖縄島における分布の南限であり、かつ最大の群落であったことから、当該群落を再生させることは非常に重要である。ついては、以下のとおり、より一層の措置の実施に努めさせること。

- (1) 水路の設置により人為的に水位を下げ、アオゴウソにとって良好な環境条件が形成されるとしていたが、ハイキビ等の侵入を促す等デメリットが大きいと考えるため、水路を撤去するとしている。ゴルフ場の建設に伴って、アオゴウソ群落の生育環境は大きく変化しており、水路を撤去後、アオゴウソ群落が安定化するか再度調査する必要がある。ついては、湿地環境内のアオゴウソ群落等（アオゴウソ、ホソバノウナギツカミ、ハイキビ及びタヌキアヤメ）の遷移状況について事後調査を継続させること。
- (2) アオゴウソはやや暗い湿地を生育適地としているが、事業実施の影響により湿地環境が明るくなり、生育環境が変化している。また、それに伴いハイキビの群落拡大も確認され、アオゴウソの生育環境が脅かされる懸念がある。ついては、湿地周辺の森林を発達させる又は植栽等を実施させ、湿地環境を暗くするなど、アオゴウソの生育適地となるよう対策を講じさせること。なお、対策を行う際には必要に応じて専門家から助言を受けて実施するとともに、対策内容等を事後調査報告書へ記載させること。
- (3) 林内及び湿地内の乾燥防止のため、ススキ及びゲットウの種子散布を行ったとしているが、当該対策のススキ及びゲットウが成長し、林内及び湿地内への風の吹き込み防止となるか確認するため、事後調査を実施させること。

4 現地調査について

環境保全の見地から必要な意見を述べるに当たっては、事後調査の結果（環境の状況、環境保全措置の実施状況等）を確認する必要があるため、事業実施区域及びその周辺域の環境状態を詳細に把握する目的で現地調査を実施しており、現地調査は、事後調査の結果を検証し、事業に係る環境保全を図らせる上で極めて重要なことである。

しかしながら、本事業に係る平成 28 年度の現地調査は、要望した日中の事業実施区域への立入りが認められず、事後調査の結果を十分に検証できなかったことから、今後は適切な調査日時を確保した上で現地調査が可能となるよう、事業者として施設管理者との調整を十分に行わせるとともに迅速に対応させ、現地調査に協力させること。